

10 就職について、相談したいのですが。

職業相談や職業紹介など、就職に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）などで行っています。また、就職を容易にするため、必要な基礎知識と技能を習得するための職業訓練も行っています。

別に、障害者を雇用する企業に対して助成制度を設けるなど、障害者の雇用の促進を図っています。

事業	内容	対象者
○職業相談等		
職業相談・紹介	障害者の職業の相談や職業紹介を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○障害者
手話による職業相談	一部の公共職業安定所では、手話協力員による職業相談に応じています。 ○実施職業安定所 名古屋中、名古屋南、名古屋東、豊橋、岡崎、一宮、豊田、津島、刈谷、春日井 ※相談日時については、実施職業安定所にお問い合わせください。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○聴覚障害者
職業相談・職業評価・職業準備支援	就職や職業生活の安定に向けて課題や現状を整理し、求職活動の方針について相談、助言を行います。また、必要に応じて職業上の課題やニーズに応じ就職に向けた準備性を高めるための支援（職業準備支援）等を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。）
職業相談・雇用支援等	職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活及び社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行っています。 ＜問い合わせ先＞ 障害者就業・生活支援センター等	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。）
○就職支援制度		
障害者トライアル雇用	一定期間試用雇用し、その間に障害者・企業相互間の適性や能力を見極めるとともに、理解を深めることにより、継続雇用への移行のきっかけ作りを図ります。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）	○障害者
ジョブコーチ支援	就職に当たって職場にスムーズに適応するため、また、就職後に職場環境の変化に上手く対応できるようにするため、ジョブコーチが就職先の事業所において、障害者と事業主に対する助言や支援を行います。（標準的な支援期間：2～3か月） また、支援期間終了後も必要に応じてフォローアップを行います。 ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○障害者 （発達障害・高次脳機能障害等の診断を受けた方を含む。） ○公務員の利用不可
リワーク支援	うつ病等で休職中の方が復職を希望し、事業主、主治医も復職することが適当だと判断されている時に、円滑に職場復帰できるよう支援を行います。必要に応じてセンター内でウォーミングアップのための支援を実施します。（標準的な支援期間：2～4ヶ月） ＜問い合わせ先＞ 愛知障害者職業センター	○うつ病等で休職中の方 （手帳のない方も相談可） ○公務員の利用不可
○職業訓練		
職業訓練	障害者の職業的自立を支援するため、必要な基礎知識と技能を習得するための訓練を行っています。 ○訓練期間は3か月からです。ほかに、訓練期間3か月以内で実施する委託訓練も行っています。 ○一定の要件を満たす方には訓練手当が支給されます。 ○障害のない方と同様の訓練が可能な場合には、一般の公共職業能力開発施設においても受講できます。 ○公共職業安定所へお申し込みください。 ＜問い合わせ先＞ 公共職業安定所（ハローワーク）、公共職業能力開発施設	○障害者

事業	内 容	対象者
○職業訓練(つづき)		
障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催	<p>障害者の職業能力の開発と障害者雇用への理解を促進するため、技能競技大会を開催しています。</p> <p>○愛知県障害者技能競技大会(愛知県アビリンピック)</p> <p>時期:例年、6月~7月頃開催</p> <p>種目:洋裁、家具、オフィスアシスタント、写真撮影、パソコンデータ入力、喫茶サービスを始め20種目程度</p>	○障害者
	<p><問い合わせ先> 県産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高齢・障害者業務課</p>	
職親委託制度	<p>生活指導及び技能習得訓練等により、知的障害者の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録しています。</p>	○知的障害者
	<p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	
○自営に関する優遇措置		
たばこ小売販売業の許可	<p>身体障害者が申請する場合は、「距離基準」及び「取扱高基準」が各々2割緩和されます。</p> <p>○日本たばこ産業株式会社愛知支社許可担当に申請してください。</p>	○身体障害者
	<p><問い合わせ先> 東海財務局理財課</p>	
個人事業税の免除	<p>重度の視覚障害のある方があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は課税されません。</p>	○視覚障害者
	<p><問い合わせ先> 県税事務所</p>	
○事業主に対する制度		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度	<p>障害者を雇用することに伴う作業施設・設備等の改善、職場環境の整備、又は雇用管理、能力開発等の特別な措置の実施をすることで、障害者の雇用や雇用の継続を図る事業主に対し、その費用の一部が助成金として支給されます。</p> <p>○主な助成金制度は次のとおりです。</p> <p>障害者作業施設設置等助成金 職場適応援助者助成金</p> <p>重度障害者等通勤対策助成金 障害者介助等助成金 等</p>	
	<p><問い合わせ先> (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高齢・障害者業務課</p>	
雇用助成金制度	<p>障害者の雇用の促進を図るため、障害者を雇用した事業主に対し、助成金が支給されます。</p> <p>○主な助成金制度は次のとおりです。</p> <p>トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) (国制度)</p> <p>特定求職者雇用開発助成金 (国制度)</p> <p>中小企業応援障害者雇用奨励金 (県制度)</p> <p>障害者の正社員化を図るために、障害者の支援を行った事業主に対し助成金が支給されます。</p> <p>キャリアアップ助成金 [障害者正社員化コース] (国制度)</p>	
	<p><問い合わせ先> 愛知労働局あいち雇用助成室、県就業促進課</p>	
障害者の雇用管理等に係る相談・支援	<p>個々の企業に対し、障害者の雇用管理上の課題に対する助言や支援、障害者雇用に関する社員研修への協力等を実施します。相談の費用は無料です。</p> <p>必要に応じて、地域の専門家(障害者雇用管理サポーター)と協力して支援する場合があります(障害者雇用支援人材ネットワーク事業)。</p>	
	<p><問い合わせ先> 愛知障害者職業センター</p>	
在宅就業障害者支援制度	<p>在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)に仕事を発注する事業主に対し、障害者雇用納付金制度において特例調整金・特例報奨金を支給します。また、事業主が在宅就業支援団体(厚生労働大臣に申請し登録を受けた法人)を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も対象となります。</p>	
	<p><問い合わせ先> (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部、高齢・障害者業務課</p>	
優先発注制度(愛知県)	<p>障害者の雇用に努める企業等に対し、県が発注する物品等及び役務の優先的な発注に努めています。</p>	
	<p><問い合わせ先> 県障害福祉課、県就業促進課</p>	
税制優遇措置	<p>障害者を雇用する事業主に対しては、所得税、法人税、固定資産税等の税制上の優遇措置が受けられます。</p>	
	<p><問い合わせ先> 税務署、市町村(税務担当課、名古屋市については市税事務所)</p>	